入　学　案　内

――― 江坂大池小学校ガイドブック ―――

吹田市立江坂大池小学校

所在地　大阪府吹田市江坂町３丁目１３番１号
〒５６４－００６３
電　話　０６（６３８０）１４９７
ＦＡＸ　０６（６３８０）９９３１

吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「今　吹田から　未来(あす)の力を生命(いのち)かがやき　ともにつながり　未来(あす)を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、小中一貫教育を通して、学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子供たちに、困難に打ち克ってくじけない「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の調和の取れた「総合的人間力」をつけることをめざしています。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「今　吹田から　未来(あす)の力を　生命(いのち)かがやき　ともにつながり　未来(あす)を拓く吹田の教育」

基本目標１
総合的人間力の
～夢と志を持ち、可能性に挑戦する力を育む教育～

基本目標２
社会全体の教育力の
～地域と協働しともに歩む教育～

基本目標３
豊かな教育環境の
～豊かな学びを支援する教育環境～

人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

スキルアップ　　誰もが身につけたい人権感覚

こんなことできるようになりたい

- まずは、自分を好きになることから
- 相手の立場に立って考えること
- 自分の思いを相手にきちんと伝えること
- 解決するまでねばり強く取り組むこと
- 自分で決断し責任を持つこと
- ものごとを公平にみること
- ちがいを認め合い良い関係をつくること

入学式の案内

入学式の日時

・令和５（２０２３）年４月７日（金）
・受付：午前８時５０分～９時１０分（時間厳守）
・保護者同伴でお願いします。時間に余裕をもってお越しください。
　※　上履き（児童－上靴、保護者－スリッパをご用意ください。）

学級・氏名確認

・学級名簿を確認の上、組別に受付をしてください。
・「入学通知書」（吹田市教育委員会から郵送）をご呈示ください。提出する必要はありません。
・「安全カード」「児童調査票」をご提出ください。「児童調査票」のきょうだいの学年は新年度のものをご記入ください。
・受付が終わりましたら、児童は教室へ入ります。
・保護者の方は、式場（体育館）へお願いします。

式　場

・午前９時２０分･･･児童式場へ入場
・午前９時３０分･･･開式

入 学 式

・国歌、校歌斉唱　　・お祝いのことば
・メッセージ紹介　　・担任紹介
・歓迎のことば等
・記念撮影後、児童は教室へ移動します。
・ＰＴＡから本校ＰＴＡ活動の説明。

教 室

・担任の話、配付物の受け取り等。
・保護者同伴で下校してください。

（入学式看板はしばらく設置しておきます）

Ⅰ　学校の案内

1　名　称　吹田市立江坂大池小学校

住　所：吹田市江坂町３丁目１３番１号　　〒564-0063

ＴＥＬ：06-6380-1497・1498　　ＦＡＸ：06-6380-9931

2　開校年月日　昭和５４年４月１日

3　創立記念日　１０月１５日　（お休みではありません）

4　構　成　（令和４年１１月１日現在）

① 職　員　校長１名、教頭１名、首席１名、教職員３３名
校務員１名、給食調理員４名、警備員３名

② 児童数　男子　２２２名、女子　２２４名　計４４６名

③学級数　（令和４年度）

学　年	1	2	3	4	5	6	支援	計
学級数	3	2	3	2	2	2	6	２０

5　教育目標

江坂大池小学校は、教育基本法の精神に基づき、次の教育目標をおく。

① 多くの人と交わり、協力できる子どもを育てる。
② 基礎的な力を身につけた子どもを育てる。
③ 進んで行動し、ねばり強くやりとげる子どもを育てる。
④ 心身ともに健康で、生命を大切にする子どもを育てる。
⑤ 人にも、周りのものにも、自分にもやさしい子どもを育てる。

（児童向け表現）

おおきな心に
おおきなちえ
いつもがんばる
げんきで
こころのやさしい子

6　校　章

大と池をデザイン化したもので「大池」を表す

7　令和４年度の努力目標　（学校の研究テーマ）

「基礎的な力を身につけた子どもを育てる」

学び合う力を高める授業をめざして　～評価と指導の一体化～

8　校　歌

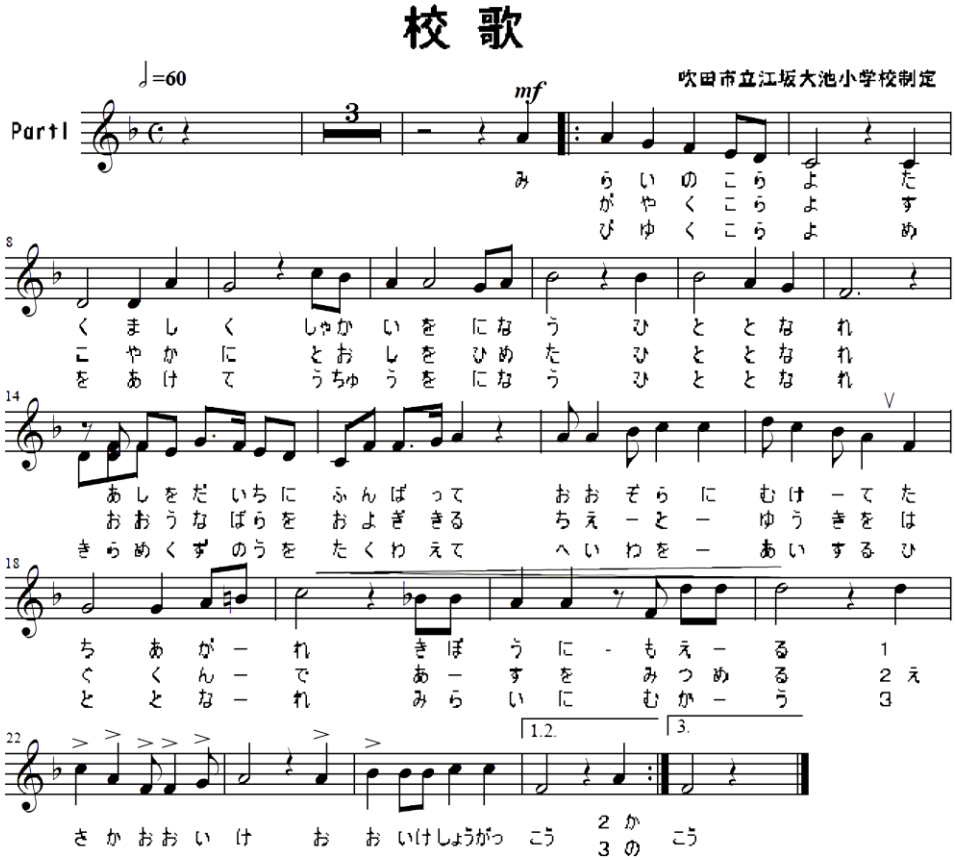

江坂大池小学校　校歌

一、未来の子らよ　たくましく
社会を担う　人となれ
足を大地に　ふんばって
大空に向けて　立ち上がれ
希望に燃える　江坂大池小学校

二、輝く子らよ　すこやかに
闘志を秘めた　人となれ
大海原を　泳ぎきる
知恵と勇気を　育んで
明日を見つめる　江坂大池小学校

三、のびゆく子らよ　目を開けて
宇宙を担う　人となれ
きらめく頭脳を　蓄えて
平和を愛する　人となれ
未来に向かう　江坂大池小学校

9　年間行事計画（予定）

月	主　な　学　校　行　事	保 健 行 事
4	入学式、始業式、離任式、参観・懇談、遠足	身体測定・視力検査・尿検査等・内科・眼科・耳鼻科・歯科等検診
5	家庭訪問、校外児童会、社会見学(4年)、遠足、土曜参観	
6	参観・懇談、プール開き、音楽鑑賞・観劇（隔年）、田植え、避難訓練	水質検査
7	宿泊学習（5年）、原爆絵画展、終業式、臨海学習（6年）、夏休みプール指導	ホルムアルデヒド検査 歯みがき指導（2.5年）
8	夏休みプール指導、始業式、避難訓練、プール参観	
9	夏休み作品展、校外児童会、運動会	身長・体重測定
10	社会見学（3.4年）、校外学習（1.2年）、個人懇談 修学旅行（6年）、ふれあい給食会（2年）、学校一日公開、交通安全教室(1.4年)	照度検査 空気検査 色覚検査（1年）
11	大池フェスティバル、PTA主催もちつき大会、社会見学(5.6年)	
12	参観・懇談、大池っ子カーニバル、終業式	
1	始業式、避難訓練、給食週間、マラソン大会	身長・体重測定 薬物指導（6年）
2	参観・懇談、社会見学（3年）	空気調査
3	お別れ行事（児童会）、卒業式、修了式	

10　日課表

	月	火	水		木	金
8:45~9:30	1時間目					
9:35~10:20	2時間目					
10:20~10:45	業間休み					
10:45~11:30	3時間目					
11:35~12:20	4時間目					
12:20~13:00	給食					
13:00~13:20	昼休み				昼休み	
13:20~13:35	清掃				清掃	
13:35~13:45	読書タイム		13:20~13:30	13:05～13:15	読書タイム	
13:45~14:30	5時間目		13:30~14:15	13:15～14:00	5時間目	
14:35~15:20	6時間目		14:20~15:05	クラブ・委員会 (14:15~15:00)	6時間目	
15:20~15:30	終わりの会				終わりの会	
16:30	最終下校（12～2月は4時）					

11　生活目標

① 年間生活目標

・手洗い、マスクをしよう

② 月別生活目標

４月	あいさつをしよう	５月	ろうかは右側を歩こう
６月	雨の日は教室でしずかにすごそう	７月	水分をこまめにとろう
８月	チャイムを守ろう	９月	チャイムを守ろう
１０月	忘れ物に気を付けよう	１１月	物を大切にしよう
１２月	きれいな学校にしよう	１月	給食をしっかり食べよう
２月	外で遊ぼう	３月	身のまわりの整理整頓をしよう

12　クラブ・委員会活動（令和４年度）

① クラブ（４年生から）

ボールゲーム、ものづくり、卓球、体育館クラブ、音楽、陸上競技、
碁・将棋・オセロ、切り絵・おり紙、手話、なぞとき・ナンプレ

◇課外クラブ（４年生から）　サッカー、ミニバスケットボール、バレーボール、陸上

②委員会（５年生から）

給食、飼育・栽培、保健、生活美化、放送、図書、体育

13　本校の特色ある取組

①少人数指導・習熟度分割指導・ティームティーチング

算数科の授業を中心に、少人数指導またはティームティーチングにより個に応じたきめの細かい指導のもとで、学力向上をめざします。

②人権教育の推進

・互いの良さを認め合い、在園児やさまざまな課題をかかえた子どもたちも安心して過ごせる集団をつくります。

・平和教育－戦争の悲惨さを知り、平和を守ろうとする子どもを育てます。

・障がい者理解教育－正しい理解と認識を深め、ともに生きていく子どもを育てます。

・男女平等教育－命、身体、性について肯定的・科学的に認識し主体的に生きる子どもを育てます。

・国際理解教育－正しい理解と認識を深め、ともに生きていく子どもを育てます。

③読書タイム

５時限目が始まる前の１０分間（１３：３５～１３：４５）を読書タイムとし、読書を通して子どもたちに思考力、判断力、表現力を育成します。

④放課後学習室（通称：めだかの学校）

各学年、月 1～２回、放課後に３０分程度の自主学習を行うことで、子どもの自主的な学習態度の育成をめざします。

⑤府立吹田支援学校との交流、府立支援学校との居住地交流

交流活動を通して、障がい児（者）に対する正しい理解と認識を深め、ともに生きていく子どもを育てます。

⑥縦割り清掃　１～６年生が協力して掃除をします。※コロナ禍で休止しています。

14　通知票（あゆみ）

本校の通知票（あゆみ）は、子どもの生活や学習状況を学校と保護者が相互に連絡しあい、子ども自身が自分の生活や学習の仕方を振り返るためのものです。

評価方法は、「絶対評価」といって一定の目標に到達しているかどうかについて評価するものです。学級内の他の子どもと比較しての評価ではありません。

また、自己評価の方法も取り入れています。生活や学習を子ども自身が振り返り、評価することで「自己教育力の育成」を図ろうとするものです。

①学習のようす

子どもの学校での学習について評価する欄です。各教科ごとに評価します。教科は観点別・項目別に評価し、意欲・関心・態度などの子どもの学ぶ姿も「とりくむ力」という観点で評価します。

到達度によって、「よくできた」、「できた」、「がんばろう」の３段階で評価しています。ただし、第１・２学年については、「できた」、「がんばろう」の２段階で評価しています。

◆「よくできた」・・・よく努力し、その成果が際立って表れている。

◆「で　き　た」・・・努力の成果が表れている。

◆「がんばろう」・・・もう少し努力してほしい

「生活科」（１・２年）、「総合的な学習」（３～６年）、「外国語活動」（１～４年）、「道徳」（１～６年生）の評価は、学習過程や発表など様々な場面で見られる子どもの学習状況や成果などを基に、観点に即して文章表記で行います。

②生活のようす

子どもの学校での生活について評価する欄です。生活指導は、児童の学習や自立の基礎となるもので、大事な教育活動です。

項目には、当該学年で身につけてほしい生活指導目標（めあて）が記されています。それぞれの項目に対して「できている」、「がんばろう」の２段階で評価しています。

◆「できている」・・・生活の中で、めあてをほぼ到達している。

◆「がんばろう」・・・めあてを意識して、努力をしてほしい。

③担任からのことば

お子さまの生活や学習の様子を見て、今後のより一層の成長に繋げるために、気づいたことを担任が書く通信欄です。

◆本校の「わたしのあゆみ」

【1年生のあゆみ】

Ｎｏ．	

（第1学年）

がくしゅうのきろく			1学き		2学き		3学き	
きょうか	観点	こうもく	できた	がんばろう	できた	がんばろう	できた	がんばろう
こくご	知識技能	ことばのとくちょうやつかいかたがわかり、ただしくつかう。						
		ぶんしょうにかかれていることのかんけいがわかり、ただしくつかう。						
		もじをただしくかいたり、むかしばなしなどにしたしんだりする。						
	思考判断表現	ないようやじゅんばんをかんがえてはなしたり、あいてのはなしをきいてかんそうをもったりする。						
		じぶんのおもいやかんがえをないようのまとまりごとにじゅんばんをかんがえてかく。						
		はなしのないようがわかり、じぶんのたいけんとむすびつけてかんそうをもつ。						
	取り組む態度	すすんでがくしゅうにとりくむ。						
さんすう	知識技能	かずのまとまりにめをつけ、かずのおおきさをくらべたりかぞえたりする。						
		たしざんやひきざんをする。						
		もののかたちにめをつけ、くみあわせたり、ぶんかいしたりする。						
		みのまわりにあるりょうのおおきさをくらべる。						
		とけいをよむ。						
		もののかずについてかんたんなえやずなどにし、よみとる。						
	思考判断表現	みとおしをもち、すじみちをたててかんがえたりあらわしたりする。						
	取り組む態度	すすんでがくしゅうにとりくむ。						
せいかつ	取り組む力 表す力 気づく力							
おんがく	知識技能	ねいろをたいせつにしてえんそうし、おんがくにあわせてうたう。						
	思考判断表現	ようすをおもいうかべながらきき、からだをつかってひょうげんをする。						
	取り組む態度	おんがくをたのしみながら、うたったりえんそうしたりする。						
ずこう	知識技能	いろやかたちにきづき、くふうしてつくったりあらわしたりする。						
	思考判断表現	かたちやいろのおもしろさなどについてかんがえ、たのしくおもいうかべあらわす。						
		みのまわりのさくひんなどからじぶんのみかたやかんじかたなどをひろげる。						
	取り組む態度	たのしくあらわしたりかんしょうしたりするかつどうにとりくむ。						

がくしゅうのきろく			1学き		2学き		3学き	
きょうか	観点	こうもく	できた	がんばろう	できた	がんばろう	できた	がんばろう
たいいく	知識技能	からだつくりのうんどうあそびのしかたをしり、きほんてきなうごきをみにつける。						
		ゆうぐやマット、てつぼう、とびばこをつかったうんどうあそびをする。						
		はしったりとんだりするうんどうあそびをする。						
		みずのなかでいきをはきながら、もぐったりういたりしてみずあそびをする。						
		ボールゲームや、おにあそびをする。						
		だいざいのとくちょうをとらえたり、リズムにのったりしてひょうげんリズムあそびをする。						
	思考判断表現	くふうしてうんどうあそびをし、かんがえたことをともだちにつたえる。						
	取り組む態度	すすんでうんどうをたのしみ、やくそくをまもって、なかよく、あんぜんにうんどうする。						

どうとく	1学き	2学き	3学き

がいこくごかつどう	観点	1学き	2学き	3学き

せいかつのようす

	こうもく	1学き		2学き		3学き	
		できている	がんばろう	できている	がんばろう	できている	がんばろう
1	せんせいやともだちのはなしをしっかりきく。						
2	ともだちとなかよくする。						
3	かかり・とうばんのしごとをする。						
4	やくそくやきまりをまもる。						
5	あいさつやへんじをする。						
6	わすれものをしない。						
7	せいりせいとんをする。						

きづいたこと	

15　1年生の学習

１年生では、特別活動（学級会、学校行事等）、特別の教科である道徳、教科（国語、算数、音楽、図工、体育、生活）、外国語活動を年間指導計画に基づいて学習していきます。学習指導要領に即した学習内容を、教科書やいろいろな教材を使って、みんなと一緒に楽しく学んでいきます。（下記の表は年間の指導計画　参考例）

1年生

1年生　吹田市立小学校標準年間指導計画

平成31年4月作成

学年＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
道徳	「できているかな」	みんなであそぼう	「自分でやることはしっかりと」	「生きものとなかよし」	「わたしらもよせて」	支援学校との交流	大池フェスティバルにむけて	「ひとりぼっちのライオン」	「わすれたボール」	「がんばってるね」	６年生ありがとう	できるようになったこと
国語	あさ（2） なんていおうかな（2） どんなおはなしかな（2） どうぞよろしく（3） こえのおおきさはどうするの（1） うたにあわせてあいうえお（2） ことばをつくろう（2）	えをみてはなそう（2） かきとかぎ（2） あさのおひさま（1） はなのみち（6） ぶんをつくろう（4） ねことねっこ（2） わけをはなそう（2）	おばさんとおばあさん（2） くちばし（8） おもちゃとおもちゃ（2） おもいだしてはなそう（3） あいうえおであそぼう（3） おおきくなった（4） おむすびころりん（5）	たからものをおしえよう（4） はをへをつかおう（3） すきなことはなあに（4） おおきなかぶ（6） ほんはともだち（2） こんなことをしたよ（6）	いちねんせいのうた（2）	はなそうきこう（4） ひらがなあつまれ（2） おはなしをたのしもう（8） かたかなをみつけよう（2） うみのかくれんぼ（8）	かずとかんじ（4） くじらぐも（8） しらせたいなみせたいな（10）	まちがいをなおそう（2） かんじのはなし（6） ことばをみつけよう（2） じどうしゃぐらべ（12） かたかなをかこう（2） まのいい　りょうし	まのいいりょうし（1） むかしばなしがいっぱい（3） ともだちにきいてみよう（4） ひづけとようび（3） ほんをえらんでよもう ずうっと、ずうっとだいすきだよ（8）	でんとうむし（2） もののなまえ（6） かたかなのかたち（3） てがみでしらせよう（6） たぬきの糸車（8）	ことばをたのしもう（2） これはなんでしょう（4） どうぶつの赤ちゃん（10） にているかん字（3）	だってだってのおばあさん（8） いいことといっぱいの一年生（12）
算数	なかまづくりとかず（１１） こえにだしていおう！（1） （１０までのかず）	なんぱんめ(2) いくつといくつ(7)	あわせていくつ ふえるといくつ(6) のこりはいくつ ちがいはいくつ(7)	10より　おおきいかず(９) なんじ　なんじはん(1)	どちらが　ながい(2/5)	どちらが　ながい(3/5) ３つの　かずの　けいさん(4) どちらが　おおい(4)	たしざん(13) かたちあそび(5)	ひきざん(13)	どんな　けいさんに　なるのかな(2) どちらが　ひろい(1) けいさんぴらみっど（２）	おおきいかず(16)	なんじ　なんぷん(2) ビルを　つくろう(1) ずを　つかって　かんがえよう(6) かたちづくり(5)	ばしょを　あらわそう(1) １ねんの　ふくしゅう(2)
生活	いちねんせいになったよ げんきにがっこうにいけるかな（1） がっこうのいちにちはどうなっているかな（1） あんぜんにきをつけてかえれるかな（1） なかよくあそべるかな（1）	がっこうとともだち がっこうたんけんにいこう（4） こうていもたんけんしてみよう(2) たんけんしたことをみんなではなそう(2) がっこうの　まわりを　あるいてみよう(3) ひとつぶのたねから たねをまこう（1） せわをしよう（3）	さあみんなでかけよう みんなのあそびばでたのしもう(5) たのしかったことをつたえよう(3) たのしかった　ことを　つたえよう(2) なつが　きたよ(4) あつく　なって　きたね(3)	だいすきなつ みずやっちであそぼう（1） おきにいりのばしょをおしえよう（2） なつやすみをたのしもう（1） ゆとり（２）	0	ゆとり（３） ひとつぶのたねから みんなにつたえよう（秋うえの作物）（6） 生きものとなかよし 生きものにあいにいこう（4）	なかよしをしょうかいしよう（2） ひろがれえがお いえの人のえがおをみつけよう（2） どうしたらよろこんでもらえるかな(4) うれしかったことをつたえよう(2) わたしも　できるように　なりたいな(3) わたしに　できる　こと　あるかな(2)	たのしもう　あき なつからかわったところをみつけよう(3) みつけたあきをしょうかいしよう(2) つくってみつけてたのしもう(6) みんなであきを　たのしもう(3)	たのしさ見つけたよ　ふゆ さむくてもへいきそとに出てみよう（2） ふゆ休みにたのしもう（1） ゆとり(2)	ゆとり(2) たのしさ見つけたよ　ふゆ きたかぜとあそぼう(6)	むかしあそびをたのしもう（4） もうすぐ２年生 １年かんをふりかえろう(2) できるよういなったことたくさんあるね（4） あたらしい１年生をむかえよう（4） あたらしい　１年生が	もうすぐ　２年生(2) ゆとり(3)
音楽	うたでさんぽ ぞうさんのさんぽ てとてであいさつ ひらいたひらいた	さんぽ なまえあそび かたつむり	じゃんけんぽん みんなであそぼう しろくまのジェンカ	ぶんぶんぶん ことばでリズム うみ	みつばちのぼうけん	みつばちのぼうけん たのしくふこう どんぐりさんのおうち どれみであいさつ どれみのまねっこ	なかよし どれみふぁそのまねっこ どんぐりさんのおうち	おどるこねこ ひのまる はるなつあきふゆ	シンコペーテッドクロック きらきらぼし おとさがし ほしぞらのおんがく	さんちゃんが おおなみこなみ おちゃらかほい	やまびこごっこ とんくるりんぱん くるりん	こいぬのマーチ ラデツキーこうしんきょく 国歌
図画工作	じぶんのかお おべんとう およぐさかな	キャンディポット ねんどでつみき あじさい	すなやっちとなかよし チョキチョキかざり ひもひもねんど ふわんわりとばそう	ひまわり 絵の具の使い方 おしゃれなＴシャツ うみのいきもの	うかべてあそぼう	うかべてあそぼう つないでつないで うつしたかたちから	いろいろなはこから ころころどんぐり	いろいろペッタン おいもほり	やぶいたかたちから うまれたよ のってみたいな	ごちそうパーティーをはじめよう	なにがでてくるかな うつしてうつして	新一年生を迎えよう 壁面飾りづくり
体育	体ほぐしの運動 ゆうぐたんけん てつぼう かけっこ おにあそび	体ほぐしの運動 ゆうぐたんけん かけっこ おきかえリレー 表現遊び	体ほぐしの運動 マット とび箱 かけっこ みずあそび（浮く・もぐる） リズムあそび	体ほぐしの運動 かけっこ 折り返しリレー みずあそび（浮く・もぐる） リズムあそび	みずあそび	みずあそび 力試しの運動遊び てつぼう かけっこ 折り返しリレー 表現あそび 運動会に向けて	力試しの運動遊び てつぼう かけっこ 折り返しリレー 表現あそび	なわとび 跳の運動遊び（ケンパー・ゴム跳び） おにあそび ボールあそび	なわとび マット とび箱 跳の運動遊び（ケンパー・ゴム跳び） おにあそび ボールあそび	つづけてはしろう なわとび おにあそび ボールゲーム （ボール蹴り・ボール投げ）	つづけてはしろう マット とびばこ なわとび おにあそび ボールゲーム （ボール蹴り・ボール投げ）	なわとび おにあそび ボールゲーム
外国語活動		あいさつ じゃんけん	あいさつ じゃんけん 数（１～１０）	じゃんけん 数（１～１０） 色（６色）		数（１～１０） 色（８色）	色（８色） 動物（６種類）	ハロウィン 動物（６種類）	クリスマス	色（１０色） 動物（６種類） 絵本 Brown bear	数（１～１０） 体	色（１０色） 体

Ⅱ　新１年生入学について

この春、校庭の桜の咲くこの４月に、お子さまが元気に入学されるのを心よりお待ちいたしております。

小学校への入学は、子どもの世界を大きく広げるとともに自分でしなければならないことも増えてきます。

学校での生活に自然にとけ込めるように、次の点に留意して徐々に習慣づけてください。

１　入学までに身につけておいてほしいこと

①生活習慣について（自分のことは自分でできるようにさせてください）

・自分で服を着たり、脱いだりできる。
・自分の持ち物を整理・整とんできる。
・食べ物の好き嫌いをなくす。
・早寝早起きをする。
・朝ごはんをしっかり食べる。
・登校前になるべく大便をすませる。
・ハンカチ、ティッシュをいつももつ。

②学習等の準備について

・自分の名前が呼ばれたら「はい」と返事ができる。
・ひらがなで書かれた自分の名前がわかる。

２　記名について（衣服、持ち物等すべてに）

持ち物すべて（学習文具、教科書、衣服、下着、靴下等）にひらがなで記名してください。

３　学用品の準備について

①教科書は、入学式当日お渡しいたします。

②入学当初使用する学用品は、学校で一括購入します。

入学式当日お渡しする学用品

・教科書（無償）　・名札　・ノート（国語、算数、自由帳、連絡帳）
・計算カード　・油粘土（ケース、ヘラ付き）　・のり　・連絡袋　・消しゴム
・三角鉛筆(３本)&書き方鉛筆(１本)　・赤鉛筆
・クレヨン（太巻き 16 色）　・クーピーあるいはパスティック（15 色）

☆「ノート」（４冊）は指導上同一のものを学校で用意します。
☆「油粘土」、「給食用のお盆」は、学校で預かっておきます。
☆入学後、名札を紛失したときは担任に申し出てください。

＊持ち物、提出物等については、学年だより等でその都度連絡させていただきます。

③下記のものをご家庭で用意してください。（入学前に準備する学用品）

・ランドセル(かばん)・ふでばこ　・はさみ　・上ぐつ

・大きな手提げ袋（縦 30cm×横 35～45cm）　・体操服入れ袋（30～40cm）

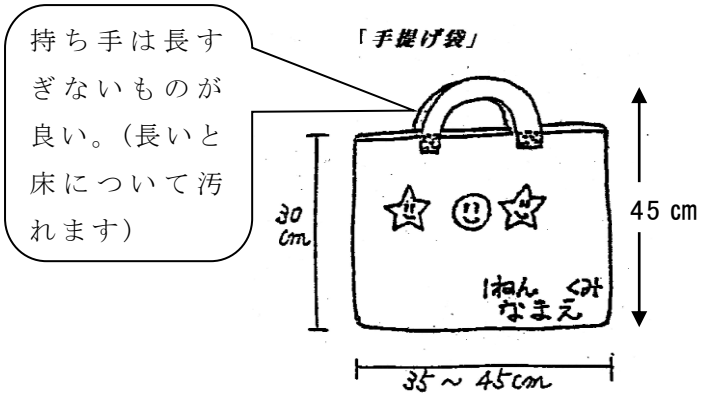

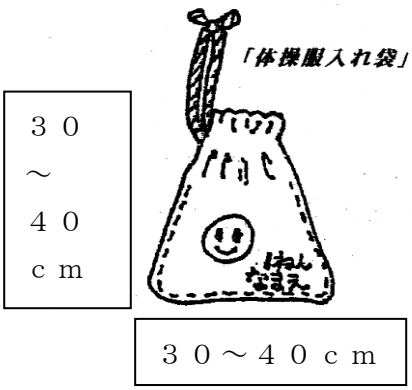

・シューズ入れ（体育館用、上靴用）２つ

・道具箱（幼稚園で使ったもので結構です。縦 30cm×横 20～25cm×高 5～8cm）

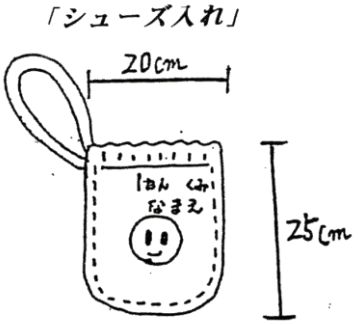

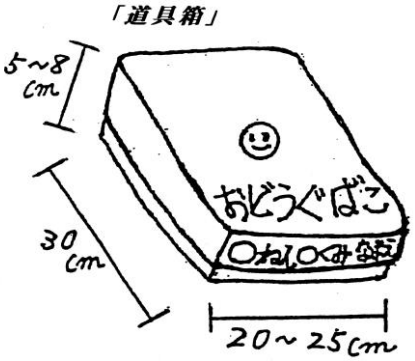

・体育用シャツ（白色）、ハーフパンツ（紺色）、赤白帽、体育館シューズ

「上靴」

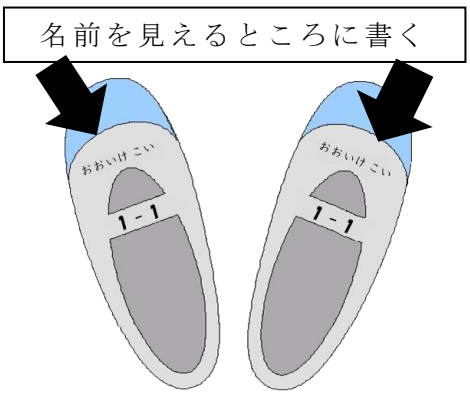

「体育館シューズ」

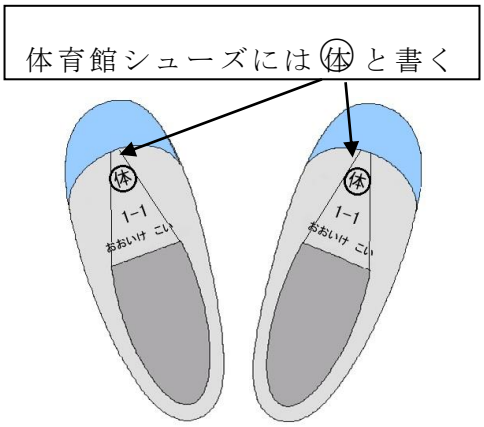

・給食白衣（エプロン（白色）、マスク、帽子、袋等）

4　服装について

①　通学用の服装は自由です。ただし、着脱が容易なもの、活動しやすく汚れてもよいもの。

②　通学ぐつは、華美でなく、履きなれたもので体育の授業ができるもの。

5　その他

学校は集団生活の場です。色々な個性をもった友だちや先生と過ごす中で、様々なことを学習します。そしてときには人間関係がうまくいかなかったり、トラブルにあったりすることもあります。もし何か問題が起こったり、気になることがあったら、遠慮なく担任に連絡してください。電話や手紙、連絡帳などどのような方法でも構いませんので気軽に相談してください。

◆学校についてどんなことでも、気軽にご相談ください

お子さまが、学校の様子を多く話すことはとても良いことです。保護者の皆様も、学校のことがよくわかると思います。

しかし、ときには、お子さまからの情報が誤っていたり、一部だけを伝えてしまったりすることで、保護者の皆様が担任や学校に対して不信や不満を持つことも見受けられます。またその不信や不満があたっている場合もあるでしょう。でも、そのような不信や不満をそのままお子さまの前で話したりすると、学校に対するお子さまの不信感も強くなりますし、ひいては保護者と担任との意識のすれ違いが大きくなってしまいます。

お子さまの話で、担任や学校に対する不信や不満が生まれそうなときには、まず担任に連絡を取ってください。話し合うことで、解決する問題も多くあるはずです。

◆学校全体で支援していきます

学校では、担任以外にも多くの教職員でお子さまの成長を見守っています。担任と連絡を取り合っても問題が解決しない場合や、担任に伝えられずに悩むこともあるかもしれません。そんなときは、担任以外の教職員に連絡を取ってください。学校ではお子さまの成長を第一に考え、保護者の皆さまの声を大切にし、柔軟に対応していく用意があります。学校と家庭で協力関係をつくることがいちばん大事なことです。

◆学校以外に様々な支援組織もあります

子育ての悩みや、家庭内での相談ごとなど、一人で悩まずに色々な相談窓口で話してみませんか？きっと良い解決方法が見つかるでしょう。詳しくは３３ページをご覧ください。

Ⅲ　子どもたちの健康のために

1　保健室から

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いするところです。健康診断や身体測定、ケガや病気をしたときの応急手当などをしています。また、困ったこと心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

2　健康診断

学校保健安全法に基づいて４月から６月にかけて行われます。主な目的は次の３点です。

①からだがどれだけ大きくなっているかを知るため
②隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため
③健康の大切さを知って、自分のからだを見つめ直すため

学校で行われる健康診断は**「ふるいわけ検査（スクリーニング検査）」**と呼ばれるもので、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて検査し、異常や医療の必要性の有無を判断するものです。専門的な診断等を行うものではありません。

※健康診断には、ご家庭や園における健康観察の情報が重要です。多くの問診票や書類などを持ち帰りますが、記入もれがないようにして、期日までに提出してください。
※検査の日程・注意事項などは「保健だより」などをご覧ください。
※学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、変更することもあります。

☆ 入学までに、むし歯など治療が必要とわかっているものについては治しておいてください。

①健康診断の実施項目及び該当学年

（●…全員　△…一部該当者　□…希望者のみ）

項目＼学年		保育園	幼稚園	小学校					
				1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
身体計測（４月、９月、１月）		●	●	●	●	●	●	●	●
視力検査		●	●	●	●	●	●	●	●
聴力検査			●	●	●	●		●	
内科		●	●	●	●	●	●	●	●
眼科			●	●	△	△	△	△	△
耳鼻咽喉科			●	●	△	△	△	△	△
歯科		●	●	●	●	●	●	●	●
結核検診（問診及び診察）				●	●	●	●	●	●
尿検査	１次	●	●	●	●	●	●	●	●
	２次	△	△	△	△	△	△	△	△
心臓検診	１次			●					
	２次			△	△	△	△	△	△
	３次			△	△	△	△	△	△
脊柱側わん症検診				△	△	△	△	●	△
色覚検査				□					
子どもの生活習慣病予防検診								●	△

②検診のお知らせ

健康診断で病気の疑いが見受けられた場合は、「検診結果のお知らせ」「受診勧告書」などでそのつど連絡します。

それをもってできるだけ早く医療機関で受診してください。受診したら、病院からもらう報告書を学校に提出してください。

③わたしのけんこう

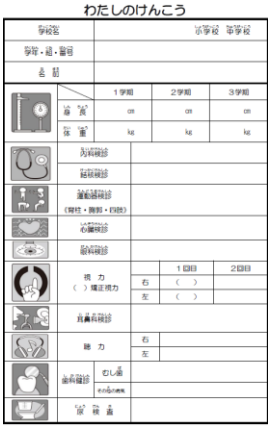
わたしのけんこう

学校名		市学校 等学校		
学年・組・番号				
名 前				
		1学期	2学期	3学期
	身 長	cm	cm	cm
	体 重	kg	kg	kg
	内科健診			
	結核健診			
	耳鼻咽喉科健診（鼻粘・鼻腔・口腔）			
	心臓健診			
	眼科健診			
	視 力（ ）矯正視力		1回目	2回目
		右	（ ）	
		左	（ ）	
	耳鼻咽喉科健診			
	聴 力	右		
		左		
	歯科健診	むし歯		
		その他の異常		
	尿 検 査			

お子さまには毎年「わたしのけんこう」というカードを配っています。これには、健康診断や身体測定の結果を書き込んでいきます。検診の最終結果は「わたしのけんこう」でお知らせしています。

3　ケガや病気のときは？

①病気になったとき

からだや生活のようす、クラスでのようすなどから、症状の程度および要因を判断し、

・教室での授業が可能であると認められる場合は、教室で担任が経過観察します。
・しばらく保健室又は会議室で休ませて、経過を観察します。
　その後も身体症状のよくない場合は､担任または養護教諭より保護者の方に連絡をとり、下校してもらいます。(原則として迎えにきていただきます)

※保健室は特別教室の一つで、医療機関ではありません。したがって病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできませんので、ご承知おきください。

お子さまの健康面で、何か気になることがありましたら、養護教諭または担任まで気軽にご相談ください。一緒に考えていきたいと思います。

②ケガをしたとき

学校で起きたケガについては … 保健室で応急手当を行い、

・その後の経過観察をします。(状態により学校またはご家庭や園で)
・医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診します。
　(原則として、保護者同伴で受診していただきます。)

※保健室ではその日学校で起きたケガに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭や園でお願いします。

お子さまには、学校管理下でケガをしたときに、すぐに担任またはケガをした時間の担当の先生に申し出るようご指導ください。また、学校でのケガでご家庭や園から医療機関に行くことがあったときは、翌日担任まで連絡帳などでお知らせください。

③災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒等の災害について災害共済給付を行うことを目的とするものです。センターに加入すれば、学校管理下でのケガで医療費がかかった場合、その程度により給付金が支給されます。

吹田市ではすべての児童生徒がセンターへ加入することを原則としています。加入にかかる掛金は、保護者と吹田市が等分して負担します。

④欠席と連絡方法

病気やご家庭の都合で学校を休むときや、遅れて登校するときは、必ず学校へ連絡してください。連絡方法は、原則として連絡帳を近所の児童に預けてください。

また、次のような場合は欠席扱いになりません。

１．学校感染症にかかったとき（出席停止）

第１種　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ

第２種　インフルエンザ、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第３種　腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症

※病気が治り、医師の許可が出たら登校してください。診断書はいりません。インフルエンザについては、出席停止期間が、「発症後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで」となっています。

２．臨時休業（学級閉鎖）になったとき

感染症予防上必要がある場合に行います。（４日程度）

３．親族の忌引

父母…10 日以内　　祖父母…５日以内　　曾祖父母…３日以内

兄弟姉妹…５日以内　　伯叔父母…３日以内　　従兄弟姉妹…１日以内

遠隔地に行く必要のある場合は､往復日数をこれに加算することができます。

新型コロナウィルス感染症予防のための欠席は出席停止扱いとなります。ご不明な点がありましたら学校までお問い合わせください。

保護者の皆様へのお願い　吹田市ＨＰより抜粋（令和４年１１月１日時点）

（１）お子様の心身の状況に合わせて、無理なく登校させてください。

登校に不安がある場合は、不安を解消する方策や登校できない時の学習支援等について、ご遠慮なく学校にご相談ください。

（２）登校前に検温し、健康状態が良好であることを確認したうえで、マスクを着用して登校させてください。

（３）登下校時にも密集を避け、登校後や帰宅時のこまめな手洗いを促してください。

（４）家族の方が新型コロナウイルス感染症の検査を受けられる場合だけでなく、風邪症状の場合であっても、お子様の登校を控えてくださいますようご協力お願いします。出席できない日が継続する場合のお子様の学習支援等については、学校とよくご相談ください。

（５）家族や本人が新型コロナウイルス感染症の検査を実施することになった場合や陽性となった場合、また本人が風邪症状等の体調不良となった場合は、速やかに学校に連絡をお願いいたします。

⑤安全カード

安全カードは、緊急時の連絡先、健康状態、かかりつけの病院などについて書いていただきます。このカードは学校で保管し、緊急対応の際、参考にします。提出後、自宅や緊急連絡先等の電話番号や、勤務先が変わった場合は、速やかにお知らせください。

学校から緊急に医療機関を受診する際にも持参します。保険証番号を御記入いただきますが、これは保険証の提示がされるまで参考とするものです。保険診療を受けるためには保険証等の原本提示が必要です。

保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないこともあります。病院受診の連絡があった場合、お子さまの不安を軽減するためにも、速やかに受診病院へお越しください。

自宅・勤務先・携帯電話など緊急の際の優先順位でお書きください。

保険証のとおりお書きください。保険証が変わったときは、速やかにお知らせください。

裏面に学校から家までの地図をお書きください。

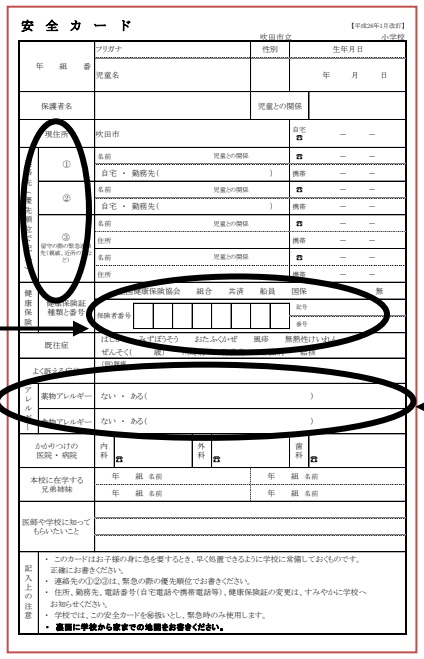

◎記入上の注意をよくお読みください。

食物・薬物アレルギーについて、詳しくお書きください。ない場合は「なし」に○をしてください。

Ⅳ　給食室から

❖ みんなで楽しいランチタイム

子どもたちは、給食の時間をとても楽しみにしています。お友だちや先生と一緒に給食を食べることで、友だちの輪が広がったり、今まで食べられなかったものが少し食べられるようになったり、家庭の食事だけでは味わえない楽しみがあります。

献立には、旬の食材をとり入れたものや、伝統的な行事にまつわる食事などもあり、お昼ごはんの役割だけでなく、食文化やバランスの良い食事など多くのことを学びます。学校では、苦手なものを無理に食べさせたり、全員に同じ量を食べさせたりすることはありません。食べられる量を食べきる指導をしています。好き嫌いを減らす指導についても、家庭と連携をとりながら進めていきます。

ご家庭には、毎月予定献立表やきゅうしょくだよりを配布しています。お子様とご覧いただき、給食や食に関することを話題にしてみてはいかがでしょうか。そして、給食に関心を持ち、一日も早く給食に慣れ、楽しみな時間になってくれることを願っています。

＜家庭配布用　予定献立表＞

一ヶ月の予定献立と分量をお知らせしています。

裏面には、アレルギーの対応に関するお知らせ・献立紹介などを掲載しています。

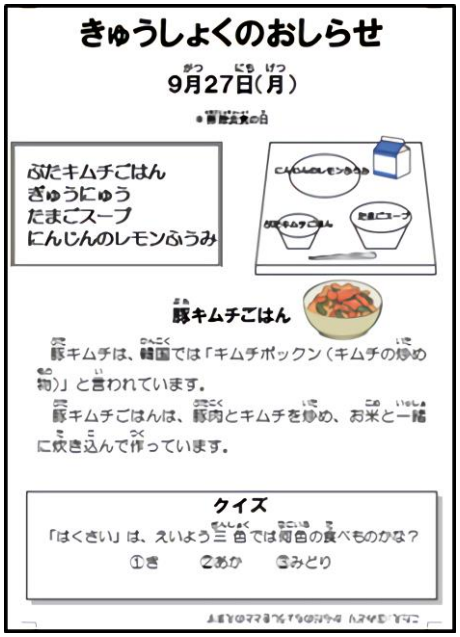

＜きゅうしょくのおしらせ＞

当日のメニュー紹介や食材に関する話など、給食にまつわるものを題材にした「きゅうしょくのおしらせ」をクラスに配布し、食育に活用しています。

❖ 給食の内容

献立は一ヶ月毎に栄養教職員が原案を作成し、献立作成委員会で決定しています。主食・副食・牛乳がそろった完全給食で吹田市内統一献立になっています。①学校給食摂取基準をみたすこと②食品衛生上安全であること③児童の嗜好、献立の変化、薄味で素材の味を大切にすること④多種類の食材、旬の材料、日本の伝統的な食品も取り入れるように心がけています。全ての学校が、校内にある調理場で調理しています。

- パンは、無漂白の小麦粉を使用しています。糖分、脂肪分をおさえたものが基本です。飽きがこないように１０種類程度のパンがあります。
- 米飯は週３回で、自校炊飯です。白飯のほか、季節の食材を使った炊き込みご飯やピラフなども献立に取り入れています。
- 牛乳は、紙パック入りの普通牛乳を使用しています。
- 栄養について、学校給食摂取基準をもとに、家庭の食事で不足しがちな栄養量を補えるように考えています。

❖ 給食費

低・中・高の三段階です。学年によりパンの大きさや米飯・おかずの量が異なるためです。

❖ 食物アレルギーの対応について

学校給食は教育の一環として実施していますが、医療的配慮のひとつとして全市統一で以下の対応をしています。

・卵・乳の除去食　　＊代替食の対応はしていません
・欠食（主食・パンあるいは米飯のどちらか・副食・給食全般・飲用牛乳）
・加工食品の原材料配合表、食物アレルギー確認用予定献立表の配付

安全な食物アレルギーの対応を実現するため、除去食・欠食などは医師の診断に基づいたものを基本としています。

対応を希望する場合は、学校から所定の書類一式をお渡しして、対応の説明をします。所定の書類一式のご提出がなければ、対応できません。

食物アレルギーがある場合は、入学前に余裕をもってできるだけ早く学校へご連絡ください。

＊吹田市では「そば・ピーナッツ・えび・かに・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・いくら・あわび・キウイフルーツ・バナナ・まつたけ」の 12 品目は、そのものでの提供や加工品に含まれることはありません。さらに、みかん・ポンカンを除く生の果物・野菜・魚介類を提供することはありません。これらの食物アレルギーをお持ちの場合は、給食の配慮に関しての書類一式の提出は不要です。ただし、学校生活において把握が必要となることもありますので「安全カード」などにこの旨をご記入いただき、別途ご相談ください。また、提供しないもの以外の食物アレルギーをお持ちで配慮が必要な場合は、必ずお申し出下さい。

＜おねがい＞　家庭での食事について

・家族で楽しく食べる機会を増やしましょう。
・朝食はきちんと食べましょう。
・野菜をしっかり食べましょう。
・食べず嫌いの子どもが増えています。いろいろな食品を使いましょう。

Ⅴ　事務的なことについて

1　学校納入金

教育活動に関する経費には、「学校給食費」と「学校徴収金等」（教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・ＰＴＡ会費等）があります。

令和５年度より、「学校給食費」は、吹田市が納入金額を決定し、吹田市が徴収します。

「学校徴収金等」は、学校長が納入金額を決定し、徴収しますが、その業務の一部を吹田市教育委員会事務局が担います。

「学校給食費」と「学校徴収金等」は、それぞれ吹田市に登録していただく口座振替（自動払込）により納入していただきます。（学校に現金を持参しても納入できません。）

❖　学校給食費の概要

➢　学校給食費の納期

期別	喫食月	口座振替日 （納付期限）	再振替日
7 月期	4～6 月分	7 月 25 日	8 月 15 日
10 月期	7～9 月分	10 月 25 日	11 月 15 日
12 月期	10・11 月分	12 月 25 日	1 月 21 日
2 月期	12・1 月分	2 月 25 日	3 月 15 日
4 月期	2・3 月分	4 月 5 日	4 月 25 日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➢　学校給食費の納入金額

原則として「給食実施回数×1 食単価」により納入金額を算出し、口座振替日の 10 日前までに通知します。1 食単価の額、その他詳細は、吹田市ホームページ等でお知らせします。

＜学校給食費の納入金額の例＞（令和４年度の１食単価での試算）

給食実施回数が、4 月が 10 回、5 月が 20 回、6 月が 22 回 の場合

７月期の学校給食費は、計 52 回 × 224 円 ＝**11，648 円**

➡７月 15 日までに納入金額を通知。7 月 25 日に口座から引き落とされます。

※口座振替手数料等は不要です。

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替でも口座振替ができなかった場合は、納付書を送付しますので、吹田市指定の金融機関の窓口でお支払いください。

➢　取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）

・池田泉州銀行　　・北おおさか信用金庫　　・三井住友銀行

・ゆうちょ銀行（郵便局）　　・りそな銀行

➢ 口座振替までの手続き

① 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。
（すでに取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）

② 学校から配付する「吹田市学校給食費預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入・押印の上、取扱金融機関の窓口にて手続きを行ってください。

③ 兄弟姉妹と同じ口座を利用することができますが、児童一人につき１枚ずつ口座振替依頼書の提出が必要です。

❖ 学校徴収金等の概要

➢ 学校徴収金等の納期

期別	口座振替日 （納付期限）	再振替日
第１期	5月25日	6月15日
第２期	6月25日	7月15日
第３期	9月25日	10月15日
第４期	11月25日	12月15日
第５期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➢ 学校徴収金等の納入金額

１年間に必要な金額を第１期から第５期までの５回に分けて納入していただきます。１年間の納入金額の目安は次のとおりです。（詳細は４月下旬にお知らせします。）

① 教材費　　約 15,000 円（学年により異なります。）
② 積立金（5・6 年生のみ）　　５年生 30,000 円、６年生 30,000 円
③ 日本スポーツ振興センター掛金　　460 円
④ ＰＴＡ会費　　１家庭につき　　4,800 円

※口座振替手数料は、保護者負担です。（手数料の額は取扱金融機関により異なります。）

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替でも口座振替ができなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いください。（所定の手数料（５万円未満の現金窓口払いの場合 313 円）が必要です。）

➢ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）及び口座振替手数料

銀行名 手数料	池田泉州銀行	北おおさか信用金庫	三井住友銀行	ゆうちょ銀行（郵便局）	りそな銀行
口座振替手数料	１１円	５５円	１１円	１０円	１１円

➢ 口座振替までの手続き

① 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。
（すでに取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）

② 学校から配付する「吹田市学校徴収金等預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入・押印の上、取扱金融機関の窓口にて手続きを行ってください。

③ 兄弟姉妹と同じ口座を利用することができますが、児童生徒一人につき１枚ずつ口座振替依頼書の提出が必要です。

❖ その他

➢ 「学校給食費」と「学校徴収金等」とで同じ口座を利用することができますが、口座振替依頼書の提出は、「学校給食費」と「学校徴収金等」のそれぞれで必要です。

➢ 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。

➢ 口座振替依頼書の用紙は、学校で配付します。（金融機関の窓口にはありません。）

➢ 口座振替は、一度申込みをされると、「学校給食費」は小学校卒業まで、「学校徴収金等」は中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、学校に申し出てください。

➢ 教材費・積立金は学年末に精算し、残金は次年度に繰り越します。転出・卒業時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続きをお待ちください。

２ 教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入することとなります。２学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

使用する教科書は吹田市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、３月中の転出は給付されません。

教科書以外に、吹田市独自に作成した副読本も使っています。２年間使います。（費用は吹田市が負担）

3　転校手続き

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。
転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。
転校に必要な書類の作成や、給食費等の精算を行います。
校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。
連絡帳で結構です。

転校手続きの流れ

① 市役所市民課または出張所で転出届けを出します。(市内転居の場合は転居届)
　吹田市外は転居予定日の約２週間前から受付
　吹田市内の場合は転居後 14 日以内に届け出

② 窓口で発行された「転学(出)通知書（赤色で印刷）」を本校へ提出します。
　市内転居の場合は「転学(出)通知書（赤色で印刷）」
　「転入学通知書（黒色で印刷）」の２種類発行されますのでご注意ください。

③ 本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。

④ 転出先の市役所等で転入届を出します。（市外転居のみ）
　窓口の案内に従って手続きします。

⑤ 転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

4　区域外就学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。

Ⅵ 就学援助費制度について

吹田市では、経済的理由により就学が妨げられることのないよう、市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校で必要な学用品費、校外活動費等の援助を行っています。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは２～３月に配布する「令和５年度（２０２３年度）　就学援助費　申請のしおり」をご覧ください。

申請一斉受付

＊窓口受付：令和５年４月３日（月）～５月２５日（木）

場所：　吹田市教育委員会　学務課（吹田市朝日町３番４０２号　吹田さんくす３番館４階）

受付時間：午前９時～午後５時３０分（土曜、日曜、祝休日は除く。）

＊郵送受付：令和５年４月１日（土）～５月２５日（木）消印 まで有効

必ず、特定記録郵便 または、 簡易書留 でお送りください。

宛先：　〒567-0027　吹田市朝日町３番４０２号　吹田さんくす３番館４階

吹田市教育委員会 学務課 就学援助担当

○　随時受付期間

※　随時受付の場合は、申請を受付けた月からの月割支給（減額措置）となります。

＊窓口受付：令和５年５月２６日（金）～令和６年３月２９日（金）

受付時間：午前９時～午後５時３０分（土曜、日曜、祝休日及び年末年始は除く。）

＊郵送受付：令和５年５月２６日（金）～令和６年３月２９日（金）消印まで有効

３月の申請は、原則学年修了式までに申請してください。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

市立小中学校に入学を予定している児童生徒の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の３月に支給します。所得制限があります。

●小学校の新入学児の保護者は、入学説明会の案内等と一緒に配布される**申請書を、２月末日までに学務課に提出してください。**認定されれば３月中旬に指定口座に振り込みます。

詳しくは申請書と一緒に配布される「申請のしおり」をご覧ください。

●中学校の新入学生徒学用品費については、小学校６年生時の就学援助費３月分に加算して支給します。

就学援助費認定者への医療券（医療費援助）交付について

就学援助費を申請され、認定となった世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより医療費の援助を受けることができます。

受診される前に、学務課に電話等で連絡し、医療券の発行を受けてください。

☆**対象となる疾病**（学校保健安全法施行令で定める疾病）

トラコーマ、結膜炎＜アレルギー性は対象外。＞、**白癬・疥癬**（白癬菌・疥癬菌による水虫）、**膿痂疹**（とびひ）、**中耳炎**＜急性や慢性・滲出性を問わず使用できます。＞、**慢性副鼻腔炎**（ちくのう症）＜急性副鼻腔炎やアレルギー性鼻炎は対象外。＞、**アデノイド、う歯**（むし歯：保険診療の対象となる治療範囲）＜歯周病等の治療、歯磨き指導等の予防的処置は対象外。＞、**寄生虫病**＜虫卵保有を含む＞

※　これら以外の疾病では医療券の使用はできません。

詳しくは２～３月に配布する「令和５年度（２０２３年度）就学援助費 申請のしおり」をご覧ください。

◆お問合せ先：
吹田市教育委員会 学務課　　電話 ０６－６１５５－８１９６（直通）

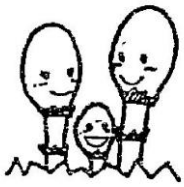

Ⅶ　災害時等の対応

1　台風の時（暴風警報の場合にも適応）

吹田市または吹田市を含む北大阪に暴風警報または大雨特別警報が発令

①　午前７時現在で暴風警報または大雨特別警報が発令されているときは、登校せず家庭・園で待機します。

②　午前９時までに暴風警報・大雨特別警報が解除されているとき（９時解除も含む）は、授業がありますので、安全に気をつけて、登校します。

③　午前９時現在で暴風警報・大雨特別警報が解除されていないときは、学校は臨時休校となります。

④　児童が登校した後に暴風警報・大雨特別警報が発令されたときは、安全が確保されるまで学校で待機しますが、校長の判断で早めに帰宅することもあります。

⑤　当日の天気予報にご注意いただき、児童が家・園に入れますよう各家庭・園で事前に相談しておいてください。

⑥　大雨・洪水警報が発令されただけでは休校になりません。安全に気をつけて登校してください。

2　地震の時

吹田市で《震度５弱》以上の地震が起きたとき

①　児童の登校前に起こったとき、学校は臨時休校になります。

②　登校の途中に地震が起こったとき、建物のそばなど危険な場所をさけ安全な場所に一時避難した後、原則として登校し運動場に集合します。

③　登校後（授業中など）に地震が起こったとき、余震に配慮し、運動場に避難します。

④　児童の下校は保護者の方に迎えに来ていただいて下校します。
迎えに来られるまで下校させずに原則として学校にいることになります。

⑤　下校時に地震が起こったとき、危険な場所をさけ安全な場所に一時避難した後、安全に気をつけて家・園に帰ります。

⑥　地震の場合、電話がつながらないことが予想されます。

⑦　情報の伝達はＰＴＡの緊急時配信メールを送ります。また、看板を校門に掲示して行います。なお、吹田市に災害対策本部が設置されます。

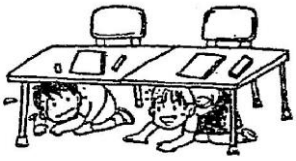

3　不審者への対応

本校では、大阪教育大学附属池田小学校等の事件を教訓に、次のような方策で児童の安全確保に努めています。

・危機管理マニュアルの整備
・計画的かつ実践的な避難訓練の実施
・全教室に非常ベル、職員室に府警直結ホットラインの設置
・教職員及び保護者の学校内での名札着用（教職員はホイッスルを携帯）
・児童登下校時以外の正門及び裏門の施錠
・緊急時における集団下校及び教職員による校区内巡視
・「おたより」「学校だより」による情報提供及び啓発
・地域や関係諸機関との連携（青少年対策委員会、吹田警察、大池っ子見守り隊等）

児童の安全については十分に配慮していきますが、ご家庭や園でもお子さまの安全についてお話合いをしてください。

Ⅷ　ＰＴＡ活動

ＰＴＡは、児童の保護者と教職員で構成された会で、保護者と教職員が協力して子どもたちの健やかな成長を願い、生活面や教育面で環境を整えるよう活動している団体です。

「吹田市立江坂大池小学校ＰＴＡ規約」並びに「細則」をのせますので、一度読んでおいてください。

吹田市立江坂大池小学校 PTA 規約

第　1　章　　名称および事務所

第　1　条　この会は、吹田市立江坂大池小学校 PTA という。

第　2　条　この会の事務所を、吹田市立江坂大池小学校内におく。

第　2　章　　目的および活動

第　3　条　この会は､保護者と学校に勤務する教員および職員(以下教職員とよぶ)と協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第　4　条　この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. よい保護者、良い教職員となるように努める。
2. 児童の生活指導と福祉向上に努める。
3. 教育環境の整備と充実に協力する。
4. その他、目的を達成するために必要な活動を行なう。

第　5　条　この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従う。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
3. 公私の選挙活動には関係しない。
4. 学校の人事、管理には干渉しない。

第　3　章　　会　　員

第　6　条　この会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

1. 児童の保護者。
2. 校長、教頭および教職員。

第　7　条　この会の会員は、会費を納めるものとする。会費の額ならびに納入方法は細則で定める。

第　8　条　会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第　4　章　　役　　員

第　9　条　この会の役員は、次のとおりとする。

会　　長　　1名（保護者より1名選出する）
副　会　長　　2名（保護者より2名選出する）
書　　記　　2名（保護者、教職員より各1名選出する）
会　　計　　2名（保護者、教職員より各1名選出する）

第１０条

1. 役員は､4月1日から就任し、任期を1年とする。ただし、再選を妨げない。
2. 任期が満了しても、後任者が職務を行なうまでは、その職務を行なわなければならない。

第１１条　役員は、役員選出規定に従い、総会に出席した会員により選出される。

第１２条　役員は、公選による公職者でない者とする。

第１３条　役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、会務を総理し、この会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は、会の記録作成および庶務を掌理する。
4. 会計は、会の財産を管理し、金銭の出納を掌理する。
5. 役員は、会の運営を円滑にすすめるための役員会をもち、運営の企画ならびに活動の調整をはかる。

第　5　章　　会　計　監　査

第１４条　この会の経理を監査するために、2名の会計監査をおく。

第１５条　この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第１６条　会計監査は、必要に応じて随時会の経理監査を行ない、その結果を定期総会に報告する。

第１７条　会計監査の選出および任期は、役員に準ずる。

第１８条　会計監査は、役員会ならびに運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第　6　章　　役員の選出

第１９条　役員ならびに会計監査の候補者を推せん又は選出するときは、推せん委員会をおく。

第２０条　推せん委員会の数と選出方法は、細則で定める。

第２１条　推せん委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

第　7　章　　総　　会

第２２条　総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第２３条　総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集又は電磁的方法にて実行できる。臨時総会は、会長又は運営委員会が必要と認めたとき、又

は会員の 1/3 以上の要求があったときに開催する。

第２４条　総会は、年 2 回以上とし、役員の選出、年間事業計画、収支予算の審議、収支決算の承認を行なう。

第２５条　総会を開くときは、5 日前までに日時、場所および議題を通知しなければならない。

第２６条　総会は、会員の現在数の 1/5 以上出席しなければその議事を審議し議決することができない。前項は、委任状、又は電磁的方法で委任の意思を示したものをもって代えることができる。

第２７条　総会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第　8　章　　運 営 委 員 会

第２８条　運営委員会は、役員、校長、教頭と各部の部長および特別部のある場合は、その部長をもって構成され、この会の運営ならびに総会に提出する議案について協議する。

第２９条　運営委員会は、定例委員会のほか会長が必要と認めたとき、又は構成員の 1/4 以上の要求があったとき開催する。

第３０条　運営委員会は、委員の現在数の 1/2 以上の出席がなければその議事を審議し、議決することはできない。

第３１条　運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第　9　章　　部　　会

第３２条　この会の必要な事項について、調査、研究、立案し活動するために次の部会を設ける。

1. 教　職　員　部
2. 学　　年　　部
3. 文　化　厚　生　部
4. 生　　活　　部
5. 広　　報　　部

各部について必要な事項は、細則できめる。

第３３条　特別な事項について必要があるときは、特別部を設けることができる。特別部について必要な事項は、細則できめる。

第 １０ 章　　校長、教頭および教職員

第３４条　校長、教頭および教職員は、学校運営ならびに教育上各種部会に出席し、意見を述べることができる。

第 １１ 章　　経　　理

第３５条　この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第３６条　この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行なわれる。

第３７条　この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 １２ 章　　細　　則

第３８条　この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て定める。
運営委員会は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 １３ 章　　改　　訂

第３９条　この規約は､総会において出席者の 2/3 以上の賛成がなければ改訂することができない。ただし、改訂案は、総会開催の 5 日前に全員に知らせておかなければならない。

第 １４ 章　　個　人　情　報

第４０条　この個人情報取扱方法は、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

第４１条　本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

第４２条　個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

第４３条　本会では個人情報を次の目的のために利用する。

1. 会費請求、管理等のための連絡
2. 文書等の送付
3. 本会役員・委員・会員名簿等の作成
4. 会員活動に関する全てに利用

第４４条　本会では個人情報の利用は、会長に書面及び電磁的方法で提出された次の事項とする。

1. 氏名　2. 住所　3. 電話番号　4. お子様のクラス
5. 会員活動に必要な情報

第４５条　会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

1. 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第４６条　個人情報は、本会が適正に管理する。

1. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第４７条　本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命､身体または財産の保護のために必要がある場合であって、

本人の同意を得ることが困難であるとき

3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要が場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第１５章　非常事態時における緊急を要するPTA活動

第４８条　天災、感染症の拡大、政変などにより本会の活動が一日しく困難になった場合は、役員会、運営委員会、各部会の決議について、書面、ファクシミリ、電磁的方法により行うことができる。また、議決権を行使し得る他のものを代理人として委任することができる。

第４９条　前項に基づいた決議が行えない状況（すなわち、役員会、運営委員会、各部会の会議も開催できない場合）で、本当に緊急の必要がある場合は、会長は役員会の招集を求めることができる（以下、これを「緊急役員会」という）。

第５０条　前項の規定により、招集した緊急役員会において、本会を維持するための必要最低限な運営活動は役員全員の賛成を得て、活動をすることができる。

第５１条　前項の規定により、決定した決議した内容を会員に通知する場合、書面、ファクシミリ、電磁的方法により行うことができる。

※「電磁的方法」とは
インターネットを使用した記録が残せる書面の代用方法
（メール、掲示板、ホームページ、SNS等）

以　上

細　則

第１章　会　費

第１条　会費は1人月額200円とし、一括納入することもできる。ただし金額の変更は総会の決議を得るものとする。

第２章　部　会

第２条　教職員部は、吹田市立江坂大池小学校に勤務する教職員によって構

成し、この会の運営に関し、常に助言できるように研究および協議する。部長、副部長は互選によるものとし、副部長は、必要に応じて部長を代行する。

第　3　条　学年部は、この会の単位組織としての学級において、この会の目的達成のための活動の中心となり、あわせて学年における特性をより生かし、児童の教育活動の助成および会員の資質の向上をはかる。

第　4　条　文化厚生部は、児童と会員の福利厚生および成人教育をはかる専門部として、保健および教育環境の向上に務めると共に、すべての会員が一層よい保護者よい教職員となるために、講習会等文化教育活動に関する業務を行なう。

第　5　条　生活部は、児童の校外生活を見守る専門部として、児童の自主的集団活動を見守り、よい地域社会づくりに協力する。

第　6　条　広報部は、この会の広報に関する専門部として、会員相互の理解を深めるために、機関誌等を発行する。

第　7　条　第3条・第4条・第5条・第6条の各部会の部員および部長の選出方法は次のとおりとする。

1. 各学年において､9名以上の学級委員を選出し学級委員会を構成する。各学級において学級委員長1名を選出し、学年部を構成する。残りの学級委員のうち 2 名が文化厚生部・2 名が広報部・2 名が生活部、1名を補欠とし各専門部を兼任する。
2. 各部における案件は部会出席者の過半数をもって決定することができる。
3. 学年部、専門部は各部ごとに部長、副部長を互選する。
4. 副部長は必要に応じて部長を代行する。

第　8　条　部長、副部長および部員の任期は1年とする。
ただし生活部の任期は、次年度4月末日までとする。

第　9　条　特別部は、運営委員会が必要と認めたときにおくことができる。
その部員、部長は運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。
特別部は、その任務が終わるとともに解散する。

第　3　章　　役　員　の　選　出

第１０条　推薦委員会は、次の方法によって会長が委嘱した委員により構成される。

1. 各学年の会員の中から1名を互選する。
2. 各学年選出の推薦委員の中から委員長・副委員長各1名を選出する。
3. 役員・教職員部の代表を若干名、推薦委員として選出する。
4. 推薦委員の任期は次年度総会までとする。

第１１条　推薦委員会は、役員候補者（規約第9条）及び会計監査（規約第14条）を推薦し、総会の5日前までに全会員に通告する。

第１２条　候補者は、一般会員からも推薦することができる。但し、総会の7日前までに推薦委員会に申し出なければならない。

第１３条　候補者の推薦は、その氏名を発表するときに、被推薦者の同意を得ておかなければならない。

第１４条　役員は、総会において、出席した会員の過半数の承認を得て選出される。

第１５条　役員に欠員が生じたときは、運営委員会で後任者を決定することができる。

第１６条　推薦委員会は、その任務が終わるとともに、解散する。

第　４　章　　改　　訂

第１７条　この細則は、運営委員会において、構成員の 2/3 以上の賛同がなければ、改訂することができない。

附　　則

この規約および細則は、昭和 54 年 4 月 21 日から施行する。

細則第 1 章会費を昭和 59 年 4 月 1 日から改訂する。

規約第 9 章第 32 条と細則第 2 章部会を昭和 61 年 4 月 1 日から改訂する。

細則第 3 章役員の選出を平成元年 1 月 12 日から改訂する。

細則第 1 章会費を平成 6 年 9 月 1 日から改訂する。

細則第 3 章役員の選出第 10 条を平成 9 年 4 月 22 日から改訂する。

細則第 3 章役員の選出第 10 条 2・3 を平成 14 年 9 月 5 日から改訂する。

細則第 2 章部会第 7 条 1・2・3・4 および同章第 8 条を平成 18 年 2 月 10 日から改訂する。

細則第 3 章役員の選出第 10 条 1・2・3・4 を平成 18 年 2 月 10 日から改訂する。

細則第 2 章部会第 7 条 1 を平成 19 年 3 月 7 日から改訂する。

規約第 4 章役員第 9 条、第 9 章部会第 32 条を平成 25 年 4 月 1 日から改訂する。

細則第 2 章部会第 5 条、第 7 条 1、第 8 条、および第 3 章役員の選出第 11 条を平成 25 年 4 月 1 日から改訂する。

規約第 2 章目的および活動第 3 条、第 4 条 1、第 3 章会員第 6 条 1、および第 4 章役員第 9 条を平成 26 年 4 月 1 日から改訂する。

規約第 14 章個人情報を平成 30 年 2 月 22 日から改訂する。

規約第 14 章個人情報を令和 3 年 8 月 1 日から改訂する。

規約第 15 章非常事態時における緊急を要する PTA 活動を令和 3 年 8 月 1 日から追加する。

Ⅸ　その他

1　留守家庭児童育成室　（あめんぼ学級　電話 6330-8019）　→p.35

吹田市では、保護者が働いていたり、病気などのため、放課後、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るため、すべての小学校内に、留守家庭児童育成室を開設しています。

本校では、「あめんぼ学級」と呼んでいます。対象は、小学１年生から４年生までで、月曜日から金曜日までの放課後～午後５時まで【延長保育を利用する場合は、午後６時 30 分までとなります。】

夏休み、冬休み、春休みなどは、午前８時３０分から午後５時まで【延長保育利用時は午後 6 時 30 分まで、第 4 土曜日は午前 8 時 30 分～午後５時まで】

詳しくは、吹田市役所放課後こども育成室(電話 6384-1599)にお問い合わせください。

2　ボランティア

吹田市では、ボランティアで学校を応援したいと思う人たちに登録していただく「エス・ネットプラン」があります。申し込んでおくと、応援してほしい学校から連絡があります。ボランティアの内容は学校での催し物のお手伝いや保育など様々です。応援に行ける場所や時間帯、応援できることやしてみたい内容を申込用紙に記入して登録してください。

申し込みは公民館や教育センターなどでいつでもできます。詳しくは教育委員会学校教育室に問い合わせてください。（電話 6384-1231 吹田市役所代表）

3　学校開放　　～運動場や体育館が使えます～

吹田市では全ての小中学校で、夜間と休日に施設開放を行っています。団体への開放とだれでもが参加できるスポーツ教室などがあります。申し込みなど詳細については、地域の体育振興協議会にお問い合わせください。

4　学校以外の教育相談窓口

お子さまについて、困ったことは何でも学校に相談してください。でも学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも教育相談窓口があります。

◆吹田市立教育センター　　吹田市出口町 2-1　　℡ 6388-1455
　来所相談・電話相談、いじめのなやみ相談室、スクール・セクシュアル・ハラスメント相談、出張教育相談、不登校児童・生徒支援事業

◆教育委員会 青少年室（夢つながり未来館(ゆいぴあ)３階）　℡6816-9890
　青少年相談　毎週木曜日(面接相談) 13:30～16:30

◆大阪府吹田子ども家庭センター　　吹田市出口町 19-3　℡ 6389-3526
　養護相談　心身障害相談　非行相談　健全育成相談　その他の相談

5　子どもを応援する団体

江坂大池地区には、青少年対策委員会や子ども会など、子どもたちの健全な育成のために活動している団体（青少年育成団体）がたくさんあります。ここではそのいくつかを紹介します。

①青少年対策委員会

青少年に関係のある団体（自治会、公民館、ＰＴＡ、子ども会、体育振興会、青少年指導員会など）の長によって構成された委員会で、各団体と連携して、親子スポーツ大会、清掃活動（クリーン・エサカ）、夏休み夜間パトロール、などを実施しています。

②体育振興会

地域の子どもの体育行事に取り組んでいます。また、行事だけでなく、学校開放の一環として小学校の運動場及び体育館が毎土曜日の午前中、開放されていますが、そのお世話をしています。

③子ども会

自治会ごとに子ども会があり、ジュニアリーダー講習会や他の団体と協力しあって１年間を通して、さまざまな活動をしています。

④地域教育協議会

各小学校区の青少年育成団体の活動が、その校区内だけにとどまらずネットワーク化し、より広い範囲（中学校区）でできることを目的に活動している団体です。本校は豊津西中学校区地域教育協議会に属し豊津西中学校と豊津第二小学校のＰＴＡや地域の人たちと一緒に、クリーン活動、教育講演会、啓発・広報、パトロール、３世代交流などの活動を行っています。

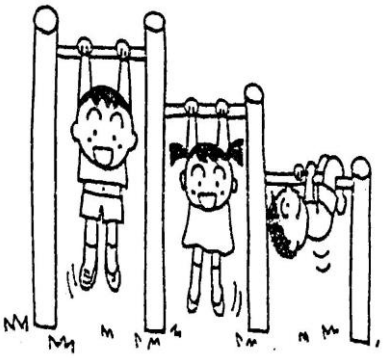

MEMO

大池コイくん

<参考>

～豊かな放課後を子どもに～

あめんぼ学級においで！

「学童保育」をご存知ですか？

吹田市では、放課後に「留守家庭」となる世帯の小学生を対象に放課後を安全に過ごせるための制度があります。それが、「学童保育」です。

一年生から四年生までの子どもたちがいっしょに、専任の指導員の見守る中でのびのびと身体を動かして遊び、放課後を生き生きと過ごしています。

専用の部屋が学校内にありますので、親も子も安心です。

一年生から四年生まで（何年生の何月何日からでもOK）

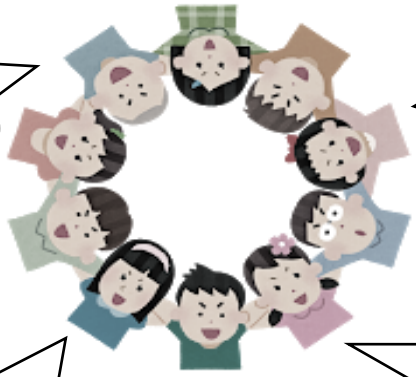

あめんぼ学級１組は校舎３階、２組は校舎２階です

けん玉　一輪車　コマ
火水木　ドッジボール
みんなで遊ぶよ

◆開室時間

・放課後～午後５時まで
【延長保育を利用する場合は午後６時30分までとなります】

※毎月第４土曜日の保育について
午前８時30分～午後５時まで
利用するには、入室申請基準を満たしている必要があります

・小学校の休日等については
午前８時30分～午後５時まで
【延長保育利用時は午後６時30分まで】

お問い合わせ・ご相談は、

吹田市役所　放課後子ども育成室
（場所）市役所低層棟３階３１１番窓口
☎ 6384-1599

江坂大池小学校留守家庭児童育成室
あめんぼ学級
☎ 6330-8019

江坂大池小学校　あめんぼ学級保護者会

6　通学路

安全マップ

吹田市立江坂大池小学校区

※ 登下校路については、お家や園で安全を確認した道を通ってください。

作成：吹田市立江坂大池小学校 生活委員会・PTA 生活部

学校ハンドブック　令和５年度（２０２３年度）版

本学校ガイド作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

片小ナビ －保護者のための片山小学校ガイドブック－
大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

吹田市立小学校
～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～

製　　作

吹田市立江坂大池小学校
吹田市教育委員会　学校教育室

発　　行

令和５年（２０２３年）２月１日
吹田市立江坂大池小学校

江坂大池小学校